平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

第三条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二〇〇
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二一〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二三六
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二四二
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二四二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二四七
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二六八
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二七二

第四条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「〇・九八六」を「〇・九八三」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九三七

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改め、同条第一項中「平成二十三年四月以後」を「平成二十四年四月以後」に改め、同項の表第一号中

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一

を

平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九九八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一

に改め、同表第三号中「七十八万八千九百円」を「七

平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六二
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四六
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五八
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九六五
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	○・九六八

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九五九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六四